

平成24年第10回玉名市農業委員会総会議事録

平成24年9月28日（金）午後2時 玉名市福祉センター 会議室B
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	東 令佐	2番	取本 一則	3番	清田 順次	4番	西川 英文
5番	井上 清晴	6番	鶴田 克士	7番	永田 知博	9番	荒木ひろ子
10番	坂本 誠二	11番	竹下 宏介	12番	坂西 孝之	13番	本田多美子
14番	森川 正志	15番	丸山 近信	16番	田辺 信之	17番	鍬本 勝利
18番	荒木まつ子	19番	大野 金生	20番	福田 友明	22番	原口 邦弘
23番	小路 修三	24番	徳井 勝美	25番	田上 均	26番	小島 昌文
27番	植田 勇一	28番	三川 了	29番	田上 輝行	30番	米野 旨雄
31番	松本 哲海	32番	生田三之利	33番	谷川 文武	34番	岩永 幹生
35番	池本 信秋	36番	小田 募				

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

8番 永田 達三 21番 田上 一

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 永井 正治 次長 西村 則義 係長 二階堂 正一郎
主任 宮田 正文 主任 清田 静香
管財課課長補佐 藤森 竜也 管財課新庁舎建設係係長 西 正宏
管財課新庁舎建設係主任 徳永 信太

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

1名

議 題

第 52号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
第 53号 農地の賃貸借権設定許可申請について（3条許可分）
第 54号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）
第 55号 農地の転用許可申請について（4条許可分）
第 56号 農地の転用許可申請について（5条許可分）
第 57号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

第 24号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）

第 25号 農地の形状変更届について

第 26号 許可不要転用届について

1. 開 会

○事務局長（永井正治君） 定刻になりました。ただいまより、総会を開会いたします。

それでは現在の出席委員は、委員36名のうち永田達三委員、田上一委員2名の方から欠席の届けが出ております。34名の出席でございますので、玉名市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会議は成立しております。ただいまから平成24年第10回の玉名市農業委員会総会を開催いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（永井正治君） まず、東会長より、ご挨拶をいただきまして、引き続き会議規則第4条により、議長をお願いし進行をしていただきます。よろしく申し上げます。

○会長（東 令佐君） 皆さんこんにちは。本日は、何かとお忙しい中、出席いただきましてありがとうございます。それでは早速ではありますが、議事に入りたいと思います。

本日の議案は、第52号より第57号まで53件と、報告19件が提案されております。慎重なる審議よろしくお願いいたします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（東 令佐君） 本日の議事録の署名委員は、鶴田委員と永田知博委員にお願いいたします。

-----○-----

4. 議事

○議長（東 令佐君） 議第52号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議案書の1ページをお願いします。議第52号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成24年9月28日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、岱明町と長洲町の申請人で、申請物件が岱明町の田1,124㎡他6筆、計6,648㎡を子へ一括贈与するものです。

2番、伊倉北方の申請人で、申請物件が大浜町の田2,565㎡他1筆、計4,700㎡を甥の子へ贈与するものです。

3番、両迫間と横島町の申請人で、申請物件が両迫間の田2,063㎡他2筆、計3,534㎡を労力不足と規模拡大による売買です。

4番、両迫間と横島町の申請人で、申請物件が両迫間の田1,241㎡を労力不足と規模拡大による売買です。

5番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田317㎡他1筆、計660㎡を子へ贈与するものです。

6番、大浜町、東京都東久留米市と山田の申請人で、申請物件が山田の畑248㎡を労力不足と耕作便利による売買です。

7番、中坂門田の申請人で、申請物件が中坂門田の田1,039㎡他1筆、計3,611㎡を子へ贈与するものです。

8番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の畑61㎡を相手方の要望と耕作便利による売買です。

9番、築地を横島町の申請人で、申請物件が横島町の田901㎡を農業廃止と規模拡大による売買です。

10番、横島町と熊本市の申請人で、申請物件が横島町の田536㎡を労力不足と規模拡大による売買です。

11番、横島町と熊本市の申請人で、申請物件が横島町の田2,621㎡他1筆、計3,481㎡を労力不足と規模拡大による売買です。

以上11件、2万5,621㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし申請内容を審査しました。取得後のすべての農地を利用すること。機械、労働力、技術、地域との関係から見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件のすべてを満たしているものと判断しましたのでご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

○24番（徳井勝美君） 1番の案件について説明します。

譲渡人と譲受人は親子関係で、譲受人は結婚されてから隣り町に住んでおられます。一緒に農業、イチゴや米を頑張っておられます。また、下限面積も満たされており、子への一括贈与ということで許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 2番。

○12番（坂西孝之君） 甥の子への贈与ということであります。甥御さんも75、6歳になっておられますので、甥御の子どもは45歳ですか、何ら問題はなく許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、3番。

○26番（小島昌文君） 3番、4番ともに譲渡人は労力不足、譲受人は規模拡大で、譲受人は米や里芋を栽培しておられます。また、下限面積も満たしており許可相当

と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、5番。

○27番（植田勇一君） 5番について説明します。譲受人と譲渡人は親子関係で、一緒に農業に従事されており、作付は米とイチゴ等です。下限面積も満たされており、贈与ということで許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、6番。

○4番（西川英文君） この案件はですね、譲渡人の土地と譲受人の土地が隣接地でありまして、非常に耕作便利だということで許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 7番。

○13番（本田多美子君） これは子への贈与ということで許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、8番。

○23番（小路修三君） これは譲渡人の相手方の要望と、また譲受人の耕作便利ということで何ら問題ありません。

○議長（東 令佐君） 9番。

○26番（小島昌文君） 譲渡人は農業廃止、譲受人は規模拡大で、譲受人は菊を栽培しておられます。まだ申請地を取得しても50アール以上にはなりませんが、今回同時に賃貸借権設定契約も申請も上がっており、それと合わせて承認されると下限面積を満たすことになるので、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 10番。

○28番（三川 了君） 10番の案件について説明します。譲渡人は労力不足、譲受人は規模拡大で、譲受人はレタスやキャベツを栽培されています。また、下限面積も満たされており、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、11番。

○26番（小島昌文君） 譲渡人は労力不足、譲受人は規模拡大で、譲受人はベビーリーフやレタス、キャベツを栽培しています。下限面積も満たしており許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） 意見がないようでございますので、採決に移ります。

農地法第3条農地の所有権移転許可申請について、9番については53号6番が決定されたとき、他については原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、第52号は9番の他については許可することに決定いたしました。

議第53号、農地法3条、農地の賃貸借権設定許可申請についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第53号、農地の賃貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の賃貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成24年9月28日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、青野の申請人で、申請物件が青野の田950㎡他7筆、計9,704㎡を労力不足と相手方の要望により、平成24年10月1日から10年間の契約をするものです。

2番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の田1,699㎡を労力不足と規模拡大により、平成24年10月1日から10年間の契約をするものです。

3番、天水町の申請人で、申請物件が横島町の田1,018㎡を労力不足と相手方の要望により、平成24年9月28日から5年間の契約をするものです。

4番、横島町と天水町の申請人で、申請物件が横島町の田2,214㎡を労力不足と相手方の要望により、平成24年9月28日から1年間の契約をするものです。

5番、横島町と天水町の申請人で、申請物件が横島町の田638㎡他2筆、計2,313㎡を労力不足と相手方の要望により、平成24年9月28日から5年間の契約をするものです。

6番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田1,744㎡を労力不足と規模拡大により平成24年10月1日から5年間の契約をするものです。

以上6件、1万8,692㎡をご提案申し上げます。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後のすべての農地を利用すること。機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件のすべてを満たしているものと判断しましたので、ご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次、担当委員の説明をお願いいたします。

○13番（本田多美子君） これは申請理由として労力不足、相手方の要望ということで許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、2番。

○33番（谷川文武君） 貸人より借人へ、労力不足と規模拡大のため10年間の賃貸契約です。何ら問題はありません。

3番については、労力不足と相手方の要望ということで、これも問題ありません。

4番、田んぼ2反2畝の1年間の賃貸の契約、同じく問題ありません。

5番の物件、これも許可相当と判断します。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、6番。

○26番（小島昌文君） 6番の件を説明します。貸人は労力不足、借人は規模拡大で、借人は所有のすべてを耕作しており、労力及機械等許可条件を満たしており、現在耕作面積は50アール以上にはなりません。今回同時に所有権移転の申請も上がっており、それと合わせて承認されると下限面積も満たすことになります。よって許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。この案件でご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようでございますので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第53号及び議第52号9番について、許可することに決定いたしました。

議第54号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第54号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成24年9月28日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田865㎡他4筆、計8,513㎡を農業者年金受給に伴う経営移譲で、平成24年10月1日から10年間契約をするものです。

2番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田800㎡を農業者年金受給に伴う未相続農地の貸付で、平成24年10月1日から10年間契約をするものです。

3番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑115㎡他9筆、計5,685㎡を農業者年金受給に伴う経営移譲で、平成24年10月1日から10年間契約をするものです。

4番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑1,343㎡他8筆、計1万693㎡を農業者年金受給に伴う経営移譲で、平成24年10月1日から10年間契約をするものです。

以上4件、2万5,691㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項

各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後のすべての農地を利用すること。機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件のすべてを満たしているものと判断しましたので、ご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より、担当委員の説明をお願いいたします。1番。

○25番（田上 均君） まず、1番の案件ですが、貸し借りの関係は親子関係で、既に後継者は農業に従事しております。経営を移譲して、農業者年金受給を受けるもので、許可相当と判断します。

2番の案件につきましては、1番と関連しておりまして、同一家族で未相続分がありまして、本件も後継者に経営移譲し、農業者年金受給を受けるもので、許可相当と判断をします。以上です。

○議長（東 令佐君） 3番。

○34番（岩永幹生君） 3番について、農業者年金受給のための子どもさんへの経営移譲で、許可相当と判断いたします。

○事務局長（永井正治君） 4番につきましては議事参与で、当事者が農業委員さんが本人さんということで、審議が同席ではできないということで、一応3番まで終わりました退席していただいた後、4番の審議に入ります。

○12番（坂西孝之君） 2番についてちょっとお尋ねしますけれども、95歳と結構高齢ですけれども、今から初めて農業者年金をこの方は受給されるわけですか。

○25番（田上 均君） いえ、もう既に受給されております。再設定になります。

○12番（坂西孝之君） わかりました。

○議長（東 令佐君） 他に質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） それでは、採決に移りたいと思います。

1番から3番まで、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第54号、1番から3番までは許可することに決定いたしました。

4番については、申請者が農業委員さん本人となっており、農業委員会法第24条第2次農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、議事参与の制限がありますので、退席をお願いいたします。

— 34番 岩永委員 退室 —

○議長（東 令佐君） それでは担当委員より説明をお願いいたします。

○36番（小田 募君） これも農業者年金受給のための経営移譲で農業後継者ですので許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。この件でご意見、ご質問はありませんか。
（なしの声）

○議長（東 令佐君） 異議がないようでございますので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、議第54号4番について原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第54号、4番は許可することに決定いたしました。

— 34番 岩永委員 入室 —

○議長（東 令佐君） この後、転用の審議に入りますが、その前に今回は農地法第4条、第5条両方に市役所新庁舎の案件が申請されておりますので、玉名市管財課より説明の後、農地法第4条の審査へ進めてまいります。

それでは説明をお願いいたします。

○管財課課長補佐（藤森竜也君） 新庁舎の建設計画をですね、今回転用申請で出しておりますので、その概要について説明させていただきます。

新庁舎の建設予定地ですけれども、ここに場所が決まった経緯であるとか、庁舎の必要性であるとかですけれども、今日は割愛させていただきます。もうこの場所に新庁舎を建てるものとしてのご説明をさせていただきます。

現在ありますこの福祉センターのですね、ちょうど真上から撮った航空写真がございますので、それに建設予定地をこの赤い線で引いております。都市計画道路ですね、今度都市計画道路も市民会館の新しい会議室等の北側、また勤労者体育館の北側、体育館とかの市民会館の裏に水路が通っておりますが、この水路のところまでのこのほぼ長方形の部分、東西約100m、南北200mほどございます。この部分に建物は建てます。それからこの福祉センターの北側のですね、この道路で囲んだ部分につきましては、駐車場にする予定でございます。詳細については次のページでご説明いたします。

ちょうど合同庁舎の東側に当たり、この黄色い部分のこの黒で囲った部分が庁舎の本体の建物に、また、東側に附属棟といいますか、倉庫棟であったりそういったものを建てます。それから庁舎の北側と東側については公用車の駐車場でございます。公用車の駐車場は庁舎の裏側と東側に造ります。それから南側にはですね、一般の方々の駐車場になります。入り口が大体3カ所、庁舎の玄関の前に入って来る

部分と、南側に一般用の方用に2カ所、公用車の出口ということを考えていまして、裏道路線で一番北側に出入口をつけております。道路からは3カ所です。緑色の部分が緑地と、調整池でございます。これは5,000㎡以上の開発をする場合はですね、必ず開発行為の許可というものが必要でございます、これは県の許可ですが、周辺に悪影響を及ぼすことのないよう、排水をですね、一旦ここにプールするような調整池の設置が義務づけられておりまして、基準は、県の開発行為の許可基準に沿って協議を行った結果、必要な面積、深さで設定しております。一般の駐車場については大体223台分です。内身障者駐車場も5台はございます。それから、先ほど言いました公用車の駐車場については、94台、今ある台数よりも若干減らしたところで効率化を図りたいと思っております。

それと、もともとですね、ここの部分に農業用の里道が通っておりますので、このちょうど庁舎の真下ぐらいに通っておりますので、この部分はこの北側にですね、付け替える予定でございます。幅は十分確保した上で付け替えをする予定です。大体平面計画図については以上でございます。

排水計画でございますが、計画地は、元の駐車場とか建物のラインがある程度残っているんでわかるかと思えますけども、いわゆる側溝を伝ってこの調整池に全部をまとめて、この開発した区域に降った雨はすべてこの調整池に流れ込むと。増水したらこちらの東側の水道のほうにこの出口からですね、出すということにしております。北側については、降った分はすべて東南の角のところに、暗渠を通してこの東側の水路に流すというような排水計画でございます。

全体の計画概要でございますけども、農地転用の面積は北側、東側合わせて2万6,970㎡でございます。東側が2万199㎡と北側が6,771㎡です。

建物の構造等について、構造についてはFRP構造という、鉄骨鉄筋コンクリート構造というものでございます。附属棟もですね、東側の平屋の部分については普通の鉄筋コンクリートでやる。建築面積ですね、いわゆる1階の建物の大きさといえますか、建物の底の面積というんですかね、それは駐車場と附属棟と合わせて4,544㎡、それから一番建物の大きさ延べ床面積です。すべての4階までの面積を足した分、床面積を足した分は1万489㎡です。庁舎の本棟だけでいいますと1万179から80ぐらいですね。と附属棟が300㎡ちょっとございますので合せてこの面積になります。本棟の階数は地上4階建て、エレベーターを東西に2基配置するように計画しております。

簡単ですけど以上で、新庁舎の概要についてご説明いたしました。

○議長（東 令佐君） それでは、何か質問はございませんか。

○10番（坂本誠二君） 大体完成予定はいつ頃なんですかね。

- 事務局長（永井正治君） 完成予定は平成27年の12月を予定しております。
- 10番（坂本誠二君） ああ、はい。
- 議長（東 令佐君） 他にございませんか。
- 3番（清田順次君） ちょっと質問よろしいですか。例えば、特例債では何割ぐらい国から支出があるんですか。玉名市が負う部分というのはどのくらいあるんでしょうか。
- 管財課課長補佐（藤森竜也君） 総事業費に対してどのくらい国からの補助があるかというご質問だと思いますけども、補助金という名称ではありません。合併特例債というのを使います。合併特例債というのがですね、事業費の95%まで起債できます。ただ、全部がですね、対象じゃありませんので、大体9割ぐらい合併特例債になってきます。その元利償還金の7割が国から返ってくるという計算です。ですので約3分の2はですね、国からお金が交付税として返ってきます。元利償還金の7割が返ってきますので、元利、お金を返すときの年度にそれぞれ約事業費の3分の2が返ってくるような計算になっております。
- 3番（清田順次君） はい、わかりました。
- 議長（東 令佐君） それでは、これより審議に入ります。議第55号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。
- 事務局長（永井正治君） 議第55号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成24年9月28日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。
- 1番、申請物件が、岩崎の田150㎡他13筆、計5,101㎡で、転用目的が職員用駐車場です。農地区分は玉名地域振興局よりおおむね700m以内の農地で、第2種農地に該当し、申請地以外に適当な代替地がないものと判断しております。
- 以上1件、5,101㎡をご提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準すべての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたのでご提案申し上げております。地元委員さん同道の上、現地調査を行っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします
- 議長（東 令佐君） 説明が終わりました。担当委員の説明をお願いいたします。
- 3番（清田順次君） 当該議題は、玉名合同庁舎、先ほど来、ご説明がありました北側に位置し、玉名市役所職員駐車場に対する336台の転用申請であります。合同庁舎東北東側に都市計画道路、右側に出入口を設置するというふうな譲渡するものであります。雨水は出入り口付近に排水施設をつくり、都市計画の道路をまたぎ用水路に排水をしております。下流域に問題はなく、許可相当であります。なお、用水路は上流等より土砂の堆積があるというふうなことで、適切な検証が必要である

と思われます。以上でございます。

- 議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。はい、どうぞ。
- 13番（本田多美子君） 職員用駐車場は380台ですか、360台。580かそのくらいいらっしゃると思うんですけど、残りはどう考えてますか。
- 管財課課長補佐（藤森竜也君） はい、職員駐車場については、先ほど説明したときに336台と、今職員五百数十人おりますけども、事務職員すべてが新庁舎に入るわけじゃございません。例えば保育所であったり給食センターであったり、施設に勤務する職員も多々おりますので、大体ですね、この新庁舎に400人入ると思います。336台、若干足りないかもしれませんが、例えば距離の制限をすとか、そういった方法を、何らかの方法を取らないといけないと思っております。
- 23番（小路修三君） 2階建てのような駐車場をつくったらどがんですかね。一般のお客もゆっくり車を止められるように2階建てか3階建てぐらいの駐車場をつくって、計画をしたら。
- 管財課課長補佐（藤森竜也君） 一般の方の駐車場は東側の建物の南のほうにですね、223台分設けています。これは、今の現庁舎の倍以上になりますので、かなり十分とは思っております。必要以上とも思っていますけども、それほどぎすぎすではないというのはご理解していただいて構わないと思います。道を渡らずにですね、庁舎のところの駐車場で十分足りると思っております。それと2階建てについては、ちょっと今の段階ではお答えしにくいですけども、利用状況を見てまた考えていかれるかもしれないと思っております。
- 2番（取本一則君） 将来の玉名市の職員の定数っていうのは400から増えるのですか、減るのですか、予定では。定数が減数すれば十分足りるね、駐車場は。職員数が減ってくれば。
- 管財課課長補佐（藤森竜也君） 定数の定員管理適正化計画というのが人事課のほうで作ってありますけども、28年度までだったと思うんです。それ以降のはつくっていないんですが、28年度までに減ったからといってそれから同じようにずっと減っていくとは私は思っておりません。
- 2番（取本一則君） 28年度で何人ですか。
- 管財課課長補佐（藤森竜也君） 28年度で、全部で520ぐらいだったと記憶してるんですけども、先ほど申しましたとおり他の支所とか、施設、広域署、給食センター等ございますんで、庁舎に入る人数にはですね、減らないと思っております。実際、今も減っているのは今本庁における人間じゃなくて、外に、出先における人間のほうが減っておりますんで、今後も庁舎建設後もですね、それほど大きく減るという

ことはないと思います。

○2番（取本一則君） もう1ついいですか。先ほどちょっと言おうかなと思ったけども、公共交通機関あたりでも通勤っていうか、あそこをバス路線として今も通っているのかな。

○管財課課長補佐（藤森竜也君） ありますね。

○2番（取本一則君） 今は、マルエイさんのところで今都計道路が止まって、今、国道のほうに工事をやってつくっているでしょ。あれが貫通すれば向こうからバス路線とかそういうのが、入ってくる予定になるのか。そうすると、あそこらあたりから公共交通機関あたりを使って、庁舎に通勤できるのもありますね。そういうのもあわせてやっぱり考えてみると。

○管財課課長補佐（藤森竜也君） バス路線についてはですね、おっしゃるようなあの道路が完成後、どういうふうに回すかというのはですね、協議を担当課と一緒に、またバス会社も一緒に協議するんですけども、あの道路沿いにある家はそうはないからですね、今総合庁舎、県の県事務所前を通ってる路線がすべて動くっていうことはまずないかというような見込みです。ただ、一部はですね、やっぱり市役所前ですのももちろん動くだろうと。ただ、あとバスで通勤ができるのかというのはですね、かなり路線はあっても便数の問題がありますので、その便数も庁舎を建てる際に各路線を調べてみましたが、やはり通勤時間帯と帰る時間帯にバスで乗れる人等に、非常に路線的には少ないし、一部に限られますので、自家用車に頼らざるを得ないかなという見方はございます。

○2番（取本一則君） 玉名市の循環バスが大学を九州看護福祉大学を入れての循環、右回り左回り、回っておりますけど。そこらあたりには新玉名駅もありますけど、通過して来ているんですよ。そこらあたりから新玉名駅とこの新庁舎、また旧玉名駅あたりを加味したところのですね、民間バスの検討をしていってもらえればと。ますます高齢化社会になりますので、自家用運転じゃなくて公共交通機関を使ってね、考えていただくと。よろしくお願いします。

○議長（東 令佐君） 先に進めたいと思います。議第55号について、他質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようでございますので、採決に移ります。

農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第55号は許可相当と意見決定する

ことに決定いたしました。

議第56号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第56号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成24年9月28日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件が岩崎の田935㎡他20筆、計2万199㎡で、転用目的が、市庁舎他でございます。農地区分は、上下水管が埋設された道路沿い、各保育園、小児科医院が500m以内に所在する農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が岩崎の田119㎡他8筆、計1,670㎡で、転用目的が職員用駐車場です。農地区分は、玉名地域振興局よりおおむね700m以内の農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

3番、この案件は、前回の総会議に保留の関係で、申請物件が天水町の畑125㎡で、転用目的が農道、進入路です。農地区分は、住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

4番、申請物件が両迫間の田1,651㎡で、転用目的が4棟の建売住宅です。農地区分はおおむね10ヘクタール以上の規模の農地内にある農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は、原則不許可でございますけれども、申請に係る土地の周辺地域において、居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものということで、例外的に許可が可能でございます。

5番、申請物件が山田の畑45㎡で、転用目的が車庫です。農地区分は、住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

6番、親子間での使用貸借で、申請物件が中の畑292㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

7番は、申請物件が河崎の田214㎡で、転用目的が貸倉庫及び貸車庫でございます。農地区分は、住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

8番、申請物件が寺田の畑449㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

9番、申請物件が寺田の畑685㎡で、転用目的が公民館及び駐車場です。農地区分は、住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他

に適切な代替地がないものと判断しております。

10番、個人と会社間での使用貸借で、申請物件が寺田の畑456㎡他1筆、計1,394㎡で、転用目的が飲食店店舗です。農地区分は、中山間地域に存在する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適切な代替地がないものと判断しております。

11番、申請物件が、三ツ川の畑480㎡で、転用目的が駐車場及び搬入路です。農地区分は、中山間地域に存在する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適切な代替地がないものと判断しております。

12番、申請物件が、天水町の田873㎡で、転用目的が倉庫です。農地区分は、住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適切な代替地がないものと判断しております。

13番、親子関係の使用貸借で、申請物件が横島町の田368㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は、住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適切な代替地がないものと判断しております。

以上13件、2万8,445㎡をご提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準すべての項目ごとに適応するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたのでご提案申し上げております。地元委員さん同道の上、現地調査を行っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より、順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○3番（清田順次君） 1番は、さきほど説明がありましたように都市計画道路東側、市民会館別館の北側、約2万㎡ということで、玉名市の新庁舎及び付属棟を建設するものでありまして、1.5mの土盛りと駐車場は調整池約3,315㎡、北側に調整池です。取水池は市の浄水場、汚水は公共下水道。周辺の農地、農作業上の問題もなさそうというようなことで許可相当と判断します。2番についても、さきほどの説明に基づき、問題なく許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、3番。

○34番（岩永幹生君） 3番の案件については、前回保留となった所有農地へ行くための農道で、転用する案件です。水路の管理者と協議も行われ、橋も架ける用意をとられており、今回は許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、4番。

○16番（田辺信之君） 4番の案件について説明します。譲受人は不動産業を営んでいます。今回の申請地に建売住宅、そして4棟の建物です。申請地の近隣には東側

には水路を挟んで、圃場整備された農地があります。西、南北側は集落がある区域の農地です。今後は住宅が増えていく区域と思われます。申請地は南側は市道があり、北側と東側には水路があります。西側には農地があります。東西及び南北には境界をL型擁壁で囲み、土砂の流出を防ぎます。建築する家屋もすべて平屋建てであり、隣接農地への被害はないと思われます。給水については、市道が通っております。生活排水は合併浄化槽で処理し、側溝に排水する計画です。雨水については自然浸透となっております。工事につきましても、周辺農地に被害を及ぼさない事業計画となっております。現地調査の結果、本件は許可相当と判断します。以上です。

○議長（東 令佐君） 5番。

○4番（西川英文君） この案件は、住宅と住宅の間にある狭い農地でございます、駐車場ということで、採石を敷き、雨水はもう自然浸透させるということで、周辺に悪影響は出ないと判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 次6番。

○3番（清田順次君） 6番ですが、両親の住居に隣接し、東側に住宅を建設するものであります。北側が市道より1m90cmの高台であるというふうなことで、市道側を掘り下げるというふうなことで進入路並びに車庫を建設すると。雨水は、住宅の敷地全体を砂利敷き地下浸透と、上下水道は市道に埋設された公共下水道施設に接続、何ら問題はなく許可相当と判断します。

7番でございますが、譲受人本人の借地が南側に265㎡、それと一帯合わせて貸倉庫が50.8㎡、貸車庫が4台分、80㎡です。給水計画はないということなので、排水、雨水は自然浸透とします。許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、8番。

○13番（本田多美子君） この申請地は、小中学校の通学や通勤の便もとてもよくて、戸建て住宅が近隣にあります。申請人は山鹿市のアパートに住んでおられますが、子どもの成長とともに自分のふるさとに帰って住宅を構えたいということから申請されております。給水方法としては市の上水道、生活雑排、汚水は合併浄化槽を設置して北側水路に。合併浄化槽としては、敷地周囲にコンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぎます。周辺の田への悪影響はなく、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（東 令佐君） 9番。

○14番（森川正志君） 9番はですね、今回の申請地にですね、公民館及び駐車場を建設するものです。この公民館建設に当たってはですね、公民館が古くてシロアリ被害で急遽、公民館を建てにやいかんということです。給水がまだ引いてないもんですから、ボーリングして地下水を取ります。それから生活排水は合併浄化槽を設

置して、申請地の西側の側溝に流出させ、駐車場等の雨水については、自然浸透を計画しています。現地の調査結果ですね、周辺の農地に影響を及ぼす恐れもなく、区にとっては必要な施設の建設であり、許可相当と判断します。

10番についてはですね、使用借人と使用貸人がですね、運営する会社の親子関係で、今回の申請についてはですね、飲食店でございます。申請地はですね、山間にある農地をで、西側の農地よりも4mほど高くなっていますので、被害を及ぼすことはないと思います。それから、給水はですね、ボーリングして井戸を掘り、それから生活排水は合併浄化槽を設置して、水路に流出いたします。申請地の東側100mほど下に下ったところにありますので、そこに井戸の真ん中を掘削して、開放し水路まで流していくということです。現地の調査結果ですね、何ら問題なく許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 11番。

○17番（鎌本勝利君） 4月に転用の申請があったウズラ卵の加工工場へのトラックの進入路及び従業員駐車場としての申請です。申請地の北側を従業員駐車場、南側を通路として利用するものであり、北側隣接地の境界にはブロックを積み、境界線とし、土砂の流出を防ぐ計画です。通路両側は法面に芝生を植え、土砂の流出などを防ぐ計画です。雨水については駐車場は砂利敷きで自然浸透し、通路についてはU字溝を設置し、申請地の南側を通る側溝に流す計画です。現地調査の結果、隣接地への被害防除もできており、本件は許可相当と判断します。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、12番。

○30番（米野旨雄君） 12番の案件について説明いたします。譲受人は商工業、不動産等の経営を行っている会社であり、今回事業用の商品の保管場所として、トラック用のコンテナを設置し、倉庫として使用するために申請するものです。申請地は住宅や運送会社が点在する場所であり、道路を水路に囲まれている付近の農地に被害を及ぼすことはないと思われます。道路の高さを同じにするために1mほど盛土する計画ですが、土砂の流出等はないように工事の際、被害防止に十分注意をする計画になっております。現地調査の結果、周辺の被害に及ぼす恐れもなく、許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、13番。

○25番（田上 均君） 本件の転用目的は、個人住宅建設に伴うものです。申請地の用地は住宅並びに市道で囲まれた申請地でありまして、第2種農地です。排水処理については、生活雑排水並びに汚水については、農業集落排水にて処理します。そして宅内排水については、排水路へ流すという計画でございます。ということで、住宅用地としての転用には何ら問題ないと判断するものです。以上です。

- 議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。はい。
- 7番（永田知博君） 4番について、さっき事務局の説明の中で、第1種農地で圃場整備が済んであるというような話だったんですけど、基本的には大体第1種農地は許可は下りんとだった。この例外について。
- 事務局長（永井正治君） 概ね10ヘクタール以上の一団の農地というのを第1種農地ということで判断しております。第1種農地っていうのは、原則不許可でございます。しかし、例外措置としてですね、申請地に係る土地の周辺地域において、そこで住む人の日常生活上必要な施設で、集落に必要な施設というのは、住宅とかそういうのが含まれてきますけども、そういうのが集落に接続して設置されてるという場合、例外的に許可してもいいですよという例外規定がありますので、今回はそれを適用しております。
- 7番（永田知博君） 例えば、個人でですね、農家じゃない人が買う場合は、許可は下りないじゃないですか。第1種農地で圃場整備までしとるなら。
- 事務局長（永井正治君） 1種農地でもそういう、接続の場合はOKですよ。
- 7番（永田知博君） これは結局、建売だから、例えば何ですか、その商売上の。
- 事務局長（永井正治君） これはですね、宅地の分譲地は許可は下りません。1種農地はだめです。例えばですけども、建売で家を建てて売る場合は許可ができるという例外規定がありますので。
- 7番（永田知博君） 売れる売れんは別として、建てるのはよかわけですかね。
- 事務局長（永井正治君） その建てた後の需要があるかどうかっていうのは、農地法の転用上の範囲じゃありませんので、農地法上、その転用の許可の法律上の範囲内であればですね、それはもう売れるとか売れないという問題は、事業者との問題です。住宅を建てるという場合は、これはもう当然下りません。ただ、集落がこう広がっていく部分についてはですね、これはあくまでも集落接続ということで1種農地でも例外的に許可しますよという判断です。
- 7番（永田知博君） わかりました。ありがとうございました。
- 2番（取本一則君） これは圃場整備と連結整備した地域なんですか。国の補助金ももらって連結整備、圃場整備した区域だったら当然でけんとしてですね。だけん圃場整備はしてない。
- 事務局長（永井正治君） 圃場整備後8年以降であればですね、農振地域を外れれば転用としては許可されます。
- 4番（西川英文君） 今の関連ですけども、接続ということは宅地に接続ですかね。宅地が切れたらだめなんですね。

○事務局長（永井正治君） 宅地が完全に切れても、この50m範囲内で続いていけばという事例があります。

○33番（谷川文武君） さっき、建売住宅の件で、いろいろ質問が出ましたけども、農家の持つとる農地がそがんやって宅地に変わっていったお金が入るってことはやっぱり農家も潤うっちゃうことだけん、あんまり農業委員会で厳しゅうあれしたら、ほなよかもんじゃなかつじゃ、もう。農家はいつまでん厳しか。

○事務局長（永井正治君） 農地法ですね、趣旨があくまでも農地の食糧を自給するための農地を確保するというのが農地法の原則の法律になっておりますので、農業委員会としては農地を守る方に極力努めることが私たちの職務とっております。ただ、どうしても転用のことになると、そこに住む人の居住の問題もあります。定住化もありますので、法の範囲の中で私たちはあくまでも転用許可をきちっとしていくのが務めだと感じておりますので、どこもこの転用というのが許されるもんじゃありませんので、あくまでも農地を守るというのが農業委員会の仕事でございますので、そういうことをご了承していただきたいと思えます。

○議長（東 令佐君） 他にございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） それではないようでございますので、採決に移ります。農地法第5条、農地の転用許可申請について、許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第56号は許可相当と意見決定することに決定いたしました。

議第57号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第57号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により平成24年農用地利用集積計画（案）による利用権の設定等について次のとおり意見決定するものとする。平成24年9月28日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

別紙、農用地利用集積計画（案）のとおり、玉名市長より意見を求められております。19ページから20ページまでの18件の集積です。所有権移転が6件の1万5,209㎡、利用権設定が11件の3万1,064㎡、利用権転貸が1件の2,105㎡で、合計18件の4万8,378㎡の集積でございます。

（事務局より別紙調査書を個々に説明）

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えて、

ご提案申し上げております。よろしくご審議をお願いします。

○議長（東 令佐君） 事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようでございますので、採決に移ります。

農用地利用集積計画の決定について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第57号は意見決定することに決定いたしました。

-----○-----

○議長（東 令佐君） 報告第24号より報告第26号まで、事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 21ページをお願いします。

報告第24号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。平成24年9月28日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は、14件の解約の通知を受理しております。

続きまして、報告第25号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成24年9月28日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は、2件の届けを受理しております。50cmから60cm程度盛土して野菜畑として利用されるものでございます。

次に、報告第26号、許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。平成24年9月28日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は、携帯電話通話品質改善及び通話エリア拡大による無線基地局建設が1件、農業用倉庫が2件、計3件の届けを受理しております。

以上で、報告を終わります。

○議長（東 令佐君） 事務局より報告がありました。質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） 質問ないようですので、本日の予定していました議案審議と報告を終わります。

-----○-----

5. その他

○議長（東 令佐君） その他で何かございませんか。

○19番（大野金生君） 8月以前の案件なんですけど、地権者より、ぜひ質問してくれとということ承っていますので。

マンション建築するのに、境界立会依頼ということで突然連絡がありまして、現地に行ったところが、その隣の地権者はマンションの3階建てが建てば、西側の陽は全く当たらんということで、すごくなんか不安でいらっしゃるので農地を守る農業委員会として、その辺はどういうふう考えられておられるか、ちょっと質問してくれないかということなんです。事前に地権者にはそういったマンションが建つこと、そういった案件が出たときに、説明しなくていいんですかね。

○議長（東 令佐君） 当日の状況は、現地確認の折にはどういうことだったのですか。

○19番（大野金生君） 現在、基礎工事やってらっしゃいました。私も今日言われたもんで急に行ったんですけども、西側の日照権ていうんですか、これは本当に無視されているように感じました。

○20番（福田友明君） 今の件ですけどね、日照権は以前お尋ねしましたね、私。熊本県の場合にはどこまで認められるんですかと。それで、例えば境界からなんぼ離れたときの。通常太陽っちゅうのは東から西に沈むんだけど、西側にこういったときに夏と冬によって日影がどこまで許されるのかという問題があるから、熊本県の場合と当然東京都の場合は日照権の問題あるいはその建ぺい率が変わってくるとは思いますが、その回答はどうだったんですかね。

○事務局（二階堂正一郎君） 県のほうの回答なんですけども、農作物の種類とかまた育成条件、日照時間等が含まれていますので。ケースバイケースでの対応ということで、いわゆる明確な基準はないということでした。そのためにですね、事業計画書は、ある程度事前にですね、日照通風等に関して、隣接された方に説明を行って、了承していただけるようにという回答でございました。

○20番（福田友明君） 議長、よろしいでしょうか。

○議長（東 令佐君） はい、どうぞ。

○20番（福田友明君） 今の件なんですけども、私と田上一委員それから事務局長もですけど、立ち会いのもとにちょうど夏場ですよ。その際の日照権では、太陽の沈む角度を見て、このままでは問題ないでしょうというような判断のもとに許可したと思うんですがね。夏場の状況ですよ。ただ冬場になると、太陽がますますこう来るから、非常に日当たりは良好になるだろうということで、境界からなんぼまでというのは矛盾はしてるけれども、許可相当かなという判断だったと思うんですよ、この前はね。だけど、今熊本県が言われるみたいにケースバイケースで、建てていいんですよとあって、そういうのを本当は建ぺい率とかそういうのはどこまでかっ

ていうことは、はっきりしていただかないとね、こういう問題がしょっちゅう起きますよ、これ。事務局としてはどういうふうに対応するのか。

○19番（大野金生君） 農業委員会としての、農地を守る農業委員会が地権者に全然事前の報告も相談もなしに許可していいのかと、そういう質問です。私たちは報告する必要があるんじゃないですか。

○20番（福田友明君） 多分ね、作物によってその日照権が1日当たり何時間当たるのかとか、作っている作物によって違うと思うんですよね。

○議長（東 令佐君） 現在の気持ちはわかりますけれども、許可はもう下りつつですよ。

○19番（大野金生君） 農業委員会から許可は下りて、実際担当委員さんも現地を確認した上で。

○事務局長（永井正治君） 日照とか通風に関しては、それは多少影響が出るのかなというふうに思います。また県にも相談しましたが、作物とか時間とか時期、そういうもので明確な基準がないと、それによってですね、許可を下さないという理由にはできないと。農地法上はですね、そこまでの基準はありません、正直いいまして。私たちもですね、いろんな現地確認で回りますけども、できるだけ稲作にしても東側に家を建てる場合は少し建物を引いてもらえませんかとか、そういう話はしております。それ以上は、民事で争うしかありません。これは農地法の判例も出ております。裁判の判例で、日照権の問題で不許可にする裁判の判例が出ておりますけども、それはできないと。農地法上の許可を不許可にすることはできないと、ただし、あくまでもそれが不服であれば、民事で争うしかもう方法はないという事例が出ております。例えば日照とか通風というのは、本当に明確な基準ができるのかという疑問もあります。それは、被害を受けられる個人の人の思い一つで1時間でも光がくるなら作物はとれる、10時間でも、うちは大丈夫だろうという人もおられると思います。その判断基準がないもんですから私たちもその問題でですね、いろいろ県あたりでも議論しとるとですけども、正直言ってその結論は出ておりません。ですから、そういうトラブルがあるような恐れがある案件についてはですね、やはり隣接者の同意書をですね、きちっと上げてもらおうと。基本的に農地法では、事業者に対して過度の負担をかけてはいけないということで同意書は義務づけられておりません。隣接の同意はですね。農振地域の農用地区域を除外するには同意が取ってあると思いますけども、もともと入っていない農用地区域外の農地についての手順については、同意書を提出する義務づけはされておりましたが、やはりこういうトラブルがある、出る恐れがある案件についてはですね、やはり隣接者との同意は事務局の判断で取っていきたいと考えております。許可した案件については、

非常に私たちの配慮が足りなかったなという思いもしておりますので、今後はそういうことがないようにですね、やはりきちっと書類審査なり、現地調査の段階でもう少しその日照権に関してはですね、チェックをしていきたいと思います。

○19番（大野金生君） 農業委員としてはそういった日照権とかそういったいろんな問題やトラブル等の判断においては、地権者に前もって相談したほうがいいということですね。

○事務局長（永井正治君） はい、事務局もですね、書類の点検の段階、あるいは現地調査の段階で対応していきたいと思います。

○19番（大野金生君） はい、わかりました。

○20番（福田友明君） 議長、よろしいですか。

○議長（東 令佐君） はい。

○20番（福田友明君） この件の、境界立ち会いのときはですね、双方立ち合っているんですよ。そのとき何が建ちますかっていうこと、今回の地権者にお話があったと思うんです。そのときアパートを建てますよってということで、その許可をもとにですね、杭を打ったりと、そのときの話はもうちゃんとしてたと私たちは認識してしているわけですよ。だけれども、今度こういうようなことがあるとするならばですよ、熊本県の対応というのは、日照権についてはケースバイケースですよと、こういうようなやり方じゃなくて、どこまで建ぺい率が何ぼで、ここまで許可してくださいというような条件をね、ちゃんと言わないと農業委員に係る責任は非常に重いものがありますんで、その付近についてはですね、事務局長、今後ともですね、十分、県のほうと協議していただいて、私たちに負担がかからないようにお願いしたいと思います。以上です。

○事務局長（永井正治君） 今、言われた建ぺい率とか容積率についてはですね、都市計画法でかぶっておところはそれがきちんと規定されていますけども、都市計画法のかぶっていないところについては、そういう基準はないものですから、なかなかここもですね、難しいかなというふうには考えとつとですけども。

○33番（谷川文武君） 今、事務局の説明がありました。農業委員はそこまで踏み込むべきじゃなかつじゃなかろうかと思うとです。隣同士ならやっぱり最後は民事になるわけです。だから隣同士の了解のもとに建物は建てないかんし、農業委員会がそこまで果たして踏み込んでよかつたろうかと思えますけど。

○事務局長（永井正治君） あくまでも農業委員会というのは、先ほどからも何回も言っておりますように、農地を守るというのが一番の仕事でございますので、農家は誰にも相談することができずに農業委員会のほうにも言って来られるわけですから、私たちができる範囲はですね、やっぱり当然対応すべきじゃなかろうかと思

ますし、農業委員さんにも負担はかかるとは思いますけども、しかしできる分については処理していただければというふうに考えておりますので、今後委員さんにはそういう何かあったときはすぐ連絡しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（東 令佐君） 他にございませんか。

（なしの声）

5. 閉 会

○議長（東 令佐君） それでは、ないようですので、終わります。本日は慎重なる審議ありがとうございました。これをもちまして農業委員会総会を閉会いたします。

-----○-----

閉 会 午後3時39分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成24年9月28日

玉名市農業委員会会長 東 令 佐

農 業 委 員 鶴田 克士

農 業 委 員 永田 知博